

第 13 章 都市計画同意権者及び事業認可権者の意見と 評価書の補正の概要

第 13 章 都市計画同意権者及び事業認可権者の意見と評価書の補正の概要

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 24 条に基づく都市計画同意権者及び事業認可権者の環境の保全の見地からの意見は以下に示すとおりである。

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する事業認可権者の意見について

1. 環境配慮事項についての意見

環境配慮事項に記載されている「人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地」の整備にあたっては、環境保護の観点から表土の有効利用について配慮されたい。

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する都市計画同意権者意見について

本環境影響評価書については、環境大臣、認可権者の意見を勘案し、環境の保全の見地から、以下の意見を申し述べる。

1. 事業実施区域内の保全対象への配慮について

事業実施区域内には、工事期間中においても、学校等の保全対象が存在することから、これらの保全対象に対する工事用機械の稼働、資材運搬車両等による粉じん、騒音及び振動の影響を把握しつつ、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。

2. 動植物・生態系への配慮について

環境保全措置として、自然環境に配慮した緑地を公園内に整備するとされているが、整備にあたっては、保全対象種であるコギシギシ等の希少植物及びダルマガエル等の希少動物の生育・生息に適した環境となるよう、現存する生育・生息環境を活用するなど適切な配慮を行うこと。また、これらの種に適した生育・生息環境が維持されるよう、適切に管理を行うこと。

以上について評価書に記載すること。

3. 環境配慮事項について

環境配慮事項に記載されている「人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地」の整備にあたっては、環境保護の観点から表土の有効利用について配慮すること。

なお、上記以外においても、環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直すこと。

都市計画同意権者及び事業認可権者の環境の保全の見地からの意見を受けて環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第25条第2項の規定に基づき評価書を以下のように補正した。

ページ	該当箇所	補正の概要
p205	第9章 環境影響評価の結果 1 大気質 1-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p206	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p213	1-2 建設機械の稼働（粉じん等） (2) 予測の結果 オ 予測結果	予測結果に降下ばいじん量における環境影響の程度について追記した。
p218	(3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p219	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p232	1-3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） (2) 予測の結果 エ 予測条件 イ 交通量	工事用車両の配分率に関する記述を追記した。
p235	(3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p236	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p240	1-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（粉じん等） (2) 予測の結果 オ 予測結果	予測結果に降下ばいじん量における環境影響の程度について追記した。
p241	(3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p242	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p245	1-5 造成工事（粉じん等） (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p246	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p258	1-6 斎場施設の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類） (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p259	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p267	1-7 供用時の交通の集中（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。

ページ	該当箇所	補正の概要
p268	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p277	2 騒音 2-1 建設機械の稼働 (2) 予測の結果 オ 予測結果	市営西茶屋荘付近における騒音の予測結果について追記した。
p277	(3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p278	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直し、住宅等に近接している箇所及び学校等における環境の配慮に関する事項を追記した。
p286	2-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p287	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p296	2-3 斎場施設の稼働 (4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p299	2-4 供用時の交通の集中 (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p301	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p305	3 振動 3-1 建設機械の稼働 (2) 予測の結果 エ 予測条件 ウ ユニットの配置	振動源の位置を見直した。
p305	オ 予測結果	建設機械の稼働に伴う振動レベルの工事敷地境界における予測値を66dBと見直した。また、「環境影響の程度は極めて小さい」を「小さい」に見直した。
p306	(3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p307	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p314	3-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p319	3-3 斎場施設の稼働 (2) 予測の結果 オ 予測結果	「環境影響の程度は極めて小さい」を「小さい」に見直した。
p320	(3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p321	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p325	3-4 供用時の交通の集中 (4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。

ページ	該当箇所	補正の概要
p330	4 悪臭 (4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p342	5 水質 (2) 予測の結果 オ 予測結果	「環境影響の程度は極めて小さい」を「小さい」に見直した。
p342	(3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p343	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p351	6 地盤 (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p353	(4) 評価の結果 ア 環境影響の回避・低減に係る評価	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p419	7 動物 (3) 環境保全のための措置 イ 敷地の存在（土地の改変）	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p438	(4) 評価の結果 イ 敷地の存在（土地の改変）	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p452	8 植物 (2) 予測の結果 イ 敷地の存在（土地の改変） d 予測結果	コイヌガラシ、カワヂシャについて「影響は極めて小さい」を「小さい」に見直した。
p453	(3) 環境保全のための措置 イ 敷地の存在（土地の改変）	コイヌガラシ、カワヂシャについても環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p462	(4) 評価の結果 イ 敷地の存在（土地の改変）	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p483	9 生態系 (3) 環境保全のための措置 ア 敷地の存在（土地の改変）	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p486	(4) 評価の結果 ア 敷地の存在（土地の改変）	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p498	10 景観 (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p499	(4) 評価の結果	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p509	11 人と自然との触れ合いの活動の場 (3) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p510	(4) 評価の結果	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。
p512	12 廃棄物等 (2) 環境保全のための措置	環境保全措置の検討を行い、「環境保全措置の検討」、「検討結果の検証」、「検討結果の整理」を追記した。
p513	(3) 評価の結果	「評価の結果」について主務省令の表記に沿った記載に見直した。

第 14 章 環境影響評価を受託した者の
氏名及び住所

第 14 章 環境影響評価を受託した者の氏名及び住所

事業者の名称：財団法人 東海技術センター

代表者の氏名：理事長 清水 定彦

事業者の住所：愛知県名古屋市中東区猪子石二丁目 7 1 0 番地